

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（1名）

17番	星吉郎	君
-----	-----	---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	中山 政喜 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 事	佐山 亨

議事日程 (第4号)

平成27年9月10日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第18号 柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第19号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第20号 柴田町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第21号 柴田町保育所条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第22号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第23号 平成27年度柴田町一般会計補正予算

- 第 8 議案第 24 号 平成 27 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 第 9 議案第 25 号 平成 27 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
 - 第 10 議案第 26 号 平成 27 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
 - 第 11 議案第 27 号 平成 27 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 第 12 議案第 28 号 平成 27 年度柴田町水道事業会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が17番星吉郎君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番我妻弘国君、1番平間幸弘君を指名いたします。

次の日程の前に、昨日の会議において教育委員会委員の任命に同意されました内嶋昌博さんから挨拶の申し出がありますので、これを許します。

内嶋昌博さん、どうぞ。

〔内嶋昌博君 登壇〕

○教育委員（内嶋昌博君） 教育委員会委員として任命同意をいただきましてありがとうございました。

現在の教育環境、社会状況を考えますと、まさに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。これまで培ってきた経験や体験を少しでも柴田町の教育に還元できればと思っております。

今後とも皆様方のご支援を糧に、これからの世の中を担う子供たちの教育のために力を尽くしてまいります。どうぞよろしく願いをいたします。

大変簡単ですが就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。（拍手）

日程第2 議案第18号 柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日から施行されます。この法律の施行により、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、平成28年1月1日から社会保障関係手続、税務関係手続、災害対策の分野において、個人番号の利用が開始されることになりました。個人番号をその内容に含む特定個人情報の取り扱いについては、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講ずることが必要であることから、この法律の保護措置の趣旨に合わせ、本町における特定個人情報の保護及び特定個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるため、柴田町個人情報保護条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由で申し上げましたが、今回の改正内容は平成25年5月31日付で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が公布され、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、国民一人一人、全ての国民に個人番号が付番されます。

マイナンバー制度では、個人番号は個人情報に該当し、社会保障、税、災害対策分野の行政手続において、国や地方公共団体等が保有する個人情報との照会及び提供が行われるようになります。また、番号法では個人情報とひもづけられた個人情報を特定個人情報として取り扱い、他の個人情報に比べ高度な個人識別機能を有することから、厳格な保護措置を講ずることとなります。

この柴田町個人情報保護条例では、町が保有する個人情報の取り扱いについて規定するものですが、町において保有する特定個人情報の適正な取り扱い並びに保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止についての必要な事項を柴田町個人情報保護

条例に追加するものです。

さらに、今回の条例改正は、マイナンバー制度の実施の流れに基づき、番号法の附則第1条に定めるそれぞれの規定の施行日に合わせることから、3段階3条立てでの改正となり、施行期日がそれぞれ異なります。

それでは、議案書7ページをお開きください。

柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例です。

一部を改正する条例の第1条になります。

第2条、定義の第7項特定個人情報については、これまでは地方公共団体が保有する個人情報は、個人情報保護条例において定義されている個人情報の1種類でしたが、番号制度の導入に伴い、番号法に規定される特定個人情報と特定個人情報のうち番号法第23条の規定に基づく情報提供等の記録の3種類に区分されることとなりましたので、この特定個人情報と12ページの第2条第8号の情報提供等記録の2つの定義を追加するものであります。

7ページの8条になります。

利用及び提供の制限ですが、ただいま説明いたしました特定個人情報の提供は、番号法第19条各号と同様に情報提供ネットワークシステムによる提供と条例で定めた同一地方公共団体の他の機関への提供等に限りまので、第8条の括弧書きでは個人情報の利用及び提供の制限から、特定個人情報を除くこととし、次の8ページの第8条の2において、新たに特定個人情報の利用の制限を規定するものであります。

8ページになります。

第11条の適正化につきましては、個人情報から特定個人情報については除外するものであります。

第30条の利用停止請求権につきましては、番号法の規定に違反して収集、保管、特定個人情報ファイルを作成された場合について、利用停止の請求を行えるものとするものであります。

下段の一部を改正する第2条の第8条、利用及び提供の制限になります。

利用及び提供の制限に関しましては、個人情報の提供と同様に、特定個人の情報の目的外利用は、番号法と同様に人の生命、身体または財産の保護のため、必要がある場合であって本人の同意があり、または本人の同意が得ることが困難である場合に限ることと規定し、新たに次の9ページの第8条の2において、特定個人情報の利用の制限を規定するものであります。新たにこの第8条の2特定個人情報の利用の制限が創設されたことから、改正前の第8

条の2を第8条の3に繰り下げるものであります。

第10条提供先に対する措置要求につきましては、特定個人情報番号法第19条各号の規定に基づき、提供できる場合が制限されているため、措置要求については適用除外とするものであります。

9ページが一番下から10ページの第14条開示請求権、第15条の開示請求の手続、第16条の個人情報の開示義務につきましては、特定個人情報の開示等の請求は番号法と同様に個人の関与により、より一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人による請求を認めるとするものであります。

11ページになります。

第30条の利用停止請求権につきましては、特定個人情報につきましては、番号法の規定に違反して収集、保管され、特定個人情報ファイルを作成された場合につきましても、利用停止の請求を行えるとするものであります。

第52条の他の法令との調整につきましては、特定個人情報につきましては条例に基づく開示よりマイナポータルによる情報開示のほうがより住民の利便性が高い場合が想定されることから、これを適用除外とするものであります。

12ページの一部を改正する条例第3条になります。

第2条の定義ですが、第1条第7号の特定個人情報と同様に、第8号の情報提供等記録の定義を追加するものであります。また、第8条の2特定個人情報の利用の制限につきましては、特定個人情報から情報提供等記録を適用除外とするものです。第8条の3の情報提供等記録の利用の制限ですが、情報提供等記録の利用につきましては、番号法と同様に目的外利用ができない取り扱いとなりますので、新たに第8条の3において制限を規定するものであります。さらに、改正前の第8条の3の特定個人情報の提供の利用制限を第8条の4に繰り下げるものであります。

13ページの第29条の2情報提供等の記録の提供先への通知ですが、情報提供等記録は情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、情報提供等記録を訂正した場合において、必要があると認めるときは、これら実施主体において通知をすることになりますので、新たに規定するものであります。

第30条の利用停止請求権ですが、個人情報から特定個人情報同様に情報提供等記録を適用除外とするものであります。

附則になります。3条立ての第1条、特定個人情報の提供の制限に関する規定の施行期日は、番号法附則第1条に掲げる規定の施行日、平成27年10月5日で、番号法の施行の日になります。この日以降、住民票を有する方に個人番号が通知されることとなります。

第2条個人番号の利用に関する規定の施行期日は、番号法附則第1条第4号に掲げる日となりますので、平成28年1月1日となり、税務手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続でマイナンバーの利用が開始されることとなります。

第3条情報提供等記録に関する規定の施行期日は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、平成29年1月を予定しておりますが、平成29年1月以降、個人ごとのポータルサイト、マイナポータルの運用が開始され、個人の特定情報をいつどの機関がなぜ提供したのか確認できるようになります。また、平成29年7月からは、地方公共団体等も含めた情報連携が開始されることとなります。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

いただいた冊子を見たり、それからネットで調べてみたりしたんですが、今の説明だけ聞いても、実際内容が把握できないんです。この議案書の内容を見てもよくわからない。実際私たちが知りたいのは、では提供が制限される場合というよりは、提供が認められる場合はどういふものかというものの説明をいただくほうがわかりやすいかと思ったんです。ですから、やはりこういう説明をする場合には、国のほうではきちんと出しておりますので、それを説明するというのも必要なんじゃないでしょうか。

今の詳細説明と言われましたけれども、これで詳細とは全然言えないし、逆にどういうものが認められるのかというところがやっぱり気になるところです。ですから、そういう範囲を一応示していただくというのが一番いいのかと思うんです。そういうことは考えなかったんでしょうか。やはり説明する場合、少しでもこの採決に当たり議員に理解してもらうためにどういふことが必要かという、その観点というか、そういうことが大事だと思うんですが、その考え方のほう伺います。

実際には調べればもちろんわかるんですが、それを全部議員がやらなければならないのかどうか、町でできることでこの辺のところは理解してほしいというところがあれば、その資料をここで事前に配付するとか、そういうことが必要だったんじゃないでしょうか。ちょっとお考え伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） この説明に当たりまして、私も大変苦慮しまして、本当は定義のころの説明と3条立ての附則の分だけを説明しても十分説明は本来できるんですけども、それだけだと説明不足になるのかと思って中身も説明させていただいたわけですけども、情報の提供につきましては、これまで役場の中で税務課の情報が、例えばですけども、介護だったり子ども家庭課で、もしくは教育総務課等々で使う場合には、今までは個人コードというもので運用されてきていますけれども、それが今度は特定個人情報という格好で、個人番号という格好で使われるということで、本来は役場の中のシステムとしては何も変わっていないことにはなります。

ということで、そういうふうな具体的な説明をさせていただければ、よりおわかりになったのかもしれないんですけども、今のところそのような運用の方法で検討させていただいているというところであります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 例えば役場の中だけで言えば、今まで一応情報はどこかの課で使いたいとなれば使えないことはなかったとは思いますが、今後はもっとそれが簡単にできるという。例えば町長部局から教育委員会へ、逆も、自由に使えるというふうに考えていいわけですね。それが、要は提供が認められる場合に入っておりますので、市町村の中では自由にそういうことができるということだと思っておりますが、一応確認します。

それから、情報提供ネットワークシステム等も使える。それから、もちろん国と、国税と地方税の関係もありますから、それももうお互いに自由に使える。それから、「へえ」と思ったのが株式等振替制度を活用した個人番号の提供とあって、株式の発行会社まで使えるとか。それから、あともう一つ、比較的私たちが現実にあるかなと思ったのが、事故で意識不明に陥った場合、その緊急治療に当たり個人番号でその人を特定し、緊急事態における特定個人情報の提供を認める。確かにすごく楽ではあるというか、緊急事態に備えるのにはいいんですけども、何ていうか歯どめがかからずに使われてしまうような危険性もあるのかなという、何かその辺がちょっとわからないんです。

私が調べたのは、8ページにある第8条の2の番号法第19条のところなんです。これが「特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない」のところなんですけども、その説明として逐条解説、国のほうの逐条解説を見ると、わかりやすく、例えば提供が認められる場合の説明が載っているわけです。ですから、そういうものをやはり資料として提供していただくと

わかりやすいのかなと思うんです。そして、わかりにくそうなところだけその中から説明していただくと思うんです。もう少しやはり工夫していただかないと、この議案だけポンと出されても、よくわからないし、それから、前にいただいたマイナンバー制度の冊子です。これはこれで住民としては必要な情報だと思うんですが、実際この議案審議に当たっての提供が認められない場合、認められる場合というのは、やはり大事なところなので、こういうところはしっかりと情報提供はしていただきたいと思います。

一つ一つ確認してもきっと困ると思うのでしませんけれども、こういうふうにもう国が説明している部分についてはしっかりと情報提供をお願いしたいんですが、お考えを伺います。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

これは、自由に勝手に使えるというわけではなくて、きちんと利用される制限というのが決まっていますので、その項目に従って該当する項目に対してあくまでも個人番号をつけた上で開示をするというような格好になりますので、これまでは各課が使っているからといって勝手に使っていた、これまでも、わけではございません。きちんと税務課長等に対してこういうことで、こういうふうな資料を情報提供いただきますということをお願いをしてやっていますので、今までと、従前と何も変わりませんけれども、今度はこの12桁の番号を使った、個人番号を使った情報の提供ということになるという改正になります。

あと、町民に対する資料の提供等につきましては、これからも広報等を使いまして、これまでも何回かしていますけれども、これからもまちづくり政策課のほうのマイナンバー制度の公表と同時に検討して、広報等で町民の方に広くお知らせをしてみたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 質問したことに対しては、きっと答えていないと思うんです、今ので。要は、こういう場合の情報提供、この議会に対する、議案審議に当たる情報提供として、やはり国が出しているものもあるんだから、もっとわかりやすいものを資料として提出するという事はやっぱり今後必要なのではないかという質問だったんです。そのところはお答えいただきたいと思います。

そうすると、例えば何ら変わらないということなんですが、そうは言っても、例えば情報提供できる中の8番目に株式等振替制度を活用した個人番号の提供、これなんかはもう完全にその株式配当に係る支払い調書にも記載する株主の氏名とかなんかというのは、もう今までは直接何度もその都度していたんでしょうけれども、それがもう証券会社が勝手に入手できるとい

うふうになるというのは、そんなことまでできるんだというところが私もびっくりしたんですが、そうすると、一体どこまでなんだろうという、この書かれているものというのは本当に事例、少ししか載っていないんですが、やっぱり心配な部分ってあります。だから、わかる範囲できちんと情報提供するということは必要だと思うんです。これは、何でしょう、国の法律に従って町が条例制定するものですから、反対だ何とかということとはまた別なんですけれども、国が情報提供しているものについては、しっかりとこの議会においても情報提供してほしいということです。わかりやすく、この議案に対してわかりやすくということを行っているんですが。ちょっともう一度だけそこを、お考え聞きます。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 本来、この条例を説明する上でもう1枚資料があって説明したほうが確かにわかりやすいと思います。この改正前、改正後の説明だけではなかなか説明に至らないというのは私もつくって思っていたんですけども、なかなか資料も難しいものがあったって、今後改めて、こういうことが今後あれば、また情報の提供をして、別な資料でご説明ができるように体制をとっていきたくと思っています。

それから、これは柴田町の公共機関としての、公的機関としての運用する方法ですので、情報、例えば証券会社どうのこうのというのは、これは民間のほうになりますので、柴田町としてはそういうふうなところまでの提供はこの条例に対しては該当していないという格好になるかと思います。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 1つ疑問な点があるので、説明していただきたいと思うんですけども、まず、今まで日本年金機構で年金番号が漏れて、非常に今回のこれだってどうなるのかと私も見ていたんです。

例えば、これがなければ柴田町ではどんな不利益があるのか。個人がそれでどんな不利益があるのかちょっと教えてください。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 来年の1月から、例えば皆さんにお渡しする源泉徴収票、職員にも渡すんですが、そういうものに対して、例えば扶養にとっている方とか。まず自分の個人番号が記載されます。それから、扶養にとっている者の個人番号も記載されます。それから、柴田町という法人番号も記載されます。そういうことで一元管理ができるものが、なかなかそれが一元管理できなくなって、例えば扶養がダブっているような場合もありますので、そうすると

そういう突合ができなくなるというようなこともあります。今、人的にやっていたりするようなこともあるんですけども、こういうことがあれば、例えば税務署とか何かでも一様に、簡単にできるようになりますという話になります。

それから社会保険の、ここから、皆さまから例えば社会保険料いただき、職員からもいただいて、社会保険庁に送ったりなんかりしています。それについても、この私についている12桁の個人番号でデータを送る、向こうでもそれを管理するというのが、今度は送らないことになります。ということで、不利益をこうむるということになりますので、必要な措置と考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 今の説明でちょっと具体的に、例えば私が今議員として報酬をもらっていると。それについて確定申告行きます。そのとき、そういうマイナンバーがないとできなくなるということですか。なくたって何も今までどおりでもやれるわけじゃないですか。いかがでしょう。

というのは、前に矢祭町でありました。いろんな住所、例えばあそこで、うちらほうは参加しませんというようなことで、例えばこの年金の問題だって、全然解決されていないのに、国の話なんか、とつてもじゃないけど、信用できないと。そういう考えは持っています。ですから、今ちょっと、時期尚早だと。例えば、1年とか2年おくらせると、そういうことはできないのかどうか、伺います。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 番号法の施行が既に決まっております、10月5日に皆さんのところに通知カードが届くことになっています。それを来年の1月1日以降、個人番号カードに切りかえるような、そのICチップを埋め込んだものをもらうことになりますので、それをもらう、もらわないというのはある程度自由なんですけれども、その通知が出されて、皆様に12桁の番号が付されるということについては、もう既成の事実になっておりますので、それをご利用いただきながらいろんなところで使っていただくと、我々行政もいろんなところでも利便性が大いに発揮できるということになります。先ほどの災害の話ありましたけれども、災害も例えば、この方が誰かわからないということであれば、例えばその方の親族を調べるとか何とかということで、この個人番号が有効に働くということになるかと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再々質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そうすると、まあそういうの非常に便利だというのはわかります。わかるんだけど、じゃあ使わなくてもいろんな個人的な生活に影響はないと、できるということなんですね。よろしいですか、それで。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

その番号を使って、あくまでも申告書にそのデータを書くところがございますので、それを使って申告はいただくことになります。先ほどの扶養義務のところにも多分その源泉徴収票と同じように番号書く欄がありますので、そのデータを書くことになって、あくまでもこの人についてのひもつきの情報ということで管理されることとなりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長、補足。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今まで提出していた請求する資料等の様式が全部変わります。その中に必ず個人通知番号、これが記載するというように、様式の変更が全て今回法の中に基づいてやるというようなところの連携ができていますので、それに応えないと、まず書類的には不備というようなところの位置づけにしなければならないということで、本当に面倒でも、必ず通知番号は記入していただくと、こういうような制度になっています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

反対討論の方、どうぞ。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

私は、議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論したいと思います。

討論に入る前に、まず第1番目に上げておきたいのは、今回の反対討論に当たって、町に対して含むことはほとんどありません。ただ、今回のこのマイナンバーにかかわる問題で、今白内議員や我妻議員の質疑にもあったとおりでありますが、法定受託事務としての上位法で決められて、町は既に実施する義務があるという時点でやっているというのは理解した上で、しかし、今回のマイナンバーについて、大きな国民の不安である情報漏えいが、例えばやがてこのマイ

ナンバーにリンクをされると言われてる年金情報が6月にも大量に情報漏えいがあったという状況の中、ほとんどその原因の究明や、それを防止する手だてを尽くさないまま、マイナンバーの実施を強行しているという状況に、今全国での混乱が起こっている、その現状がありません。

したがって、町は今この準備に大わらわで進めているというふうに思いますが、この法定受託事務として来ている上位の法律に対しては、私と私の所属する党派は、そもそも反対の立場で、そしてこの問題が解決されない中実施すべきではない。そして、実施を凍結、あるいはやめるべきだということを求める立場から、今回この条例案に反対をいたします。

この後出てくる手数料の改正についても同様の理由ではありますが、そのときにもまたさらに述べたいというふうに思います。

以上のような理由から、この議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場を表明いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番水戸義裕君。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。

ただいま議題となっております議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案賛成の立場から討論をいたします。

今回の条例改正は、行政手続におけるという、法律名はちょっと長くなりますが、マイナンバー法の施行に伴って町の個人情報保護条例の一部を改正するということでもあります。平成27年、ことしの10月から全国一斉に個人番号の通知が始まって、来年1月からこれのスタートするわけであります。個人番号、その内容を含む特定個人情報の取り扱いについては、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることが必要とされていることから、町においても保有する特定個人情報の適正な取り扱いについて従来の個人情報とは別に特定個人情報のより厳しい制限をしたものというふうに考えております。

以上のことから、議案第18号の条例改正については、マイナンバー法の施行に伴う対応としてはやむを得ないものと考えますので、ここで賛成の討論をいたします。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願ひいたしまして討論といたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第19号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第19号柴田町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号柴田町手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が施行されます。

法施行に伴い、施行日以降、住民票を有する全ての方に個人番号を通知するための通知カードが郵送され、平成28年1月以降は本人の申請に基づき、顔写真の入った個人番号カードの交付が始まります。通知カード及び個人番号カードの初回交付分の手数料については、国庫補助の対象となるため無料となりますが、自己の責任でカードを紛失、焼失または著しく損傷した場合などの再交付については、国庫補助の対象外となることから、受益者負担の考え方により手数料を有料とするための条例に定めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） それでは、議案第19号柴田町手数料条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は、平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されます。

平成27年10月から住民登録をしている全ての方に12桁の個人番号を通知するための通知カードが郵送されます。平成28年1月以降、本人の申請に基づき顔写真が入った個人番号カードが交付されます。これに伴い、柴田町手数料条例の一部を改正するものであります。

改正の内容の主なものは、通知カード及び個人番号カードの初回交付分の手数料については、国庫補助の対象となるため無料となりますが、自己の責任でカードを紛失、焼失または著しく損傷した場合などの再交付については、国庫補助の対象外となることから、受益者負担の考え方にに基づき、手数料を有料とするものであります。

また、個人番号カードの交付に合わせて、住民基本台帳カード及び住民基本台帳カードに格納する公的個人認証サービスの電子証明書の交付は、平成27年12月末日で終了します。

それでは、議案書15ページをお開きください。

柴田町手数料条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄で説明いたします。

第2条第1項第27号「個人番号の通知カードの再交付手数料1枚につき500円」を追加するものであります。

第6条第1項第5号条例整備により、「及び第29号」を削除し文言を整理するものであります。

議案書16ページをお開きください。

第2条1項第26号「住民基本台帳カードの交付手数料1件につき500円」を削除し、「個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円」を追加するものであります。

附則の改正ですが、第1条の規定は、平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

実際にこのカードを発行するにはどのくらいのお金がかかるものなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 私のほうで手数料として今回改正するものについては、国のほうからそのカードの実費代というようなことでこの金額示されております。つまりは、カードの原材料といいますか、原価的なものです。ということでご理解ください。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） カードそのものの材料代と言ったらいいんでしょうか、原価はわかるんですが、そこにかかる人件費ってどのくらいかかるものなんでしょう。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 国的な人件費の費用とか、地方自治体の人件費の費用、ちょっと私のほうではその辺は掌握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） この手数料は、最終的には町に入るのではなくて、国に行くものなんですね。確認です。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 私のほうでそのカードを国のほうからいただくに当たって、その原価分です。例えばカード代なら500円とかです。個人番号カードであれば800円とかというような費用を私のほうで受領しながら国のほうにその購入代として納入するというような形になります。

○議長（加藤克明君） 4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 今までの説明を聞いておりまして、ちょっとわからないところありますので、教えていただきたいと思います。

自己の責任でカードを紛失した場合なんですが、その12桁の個人番号は新たな番号に振り直しになるのでしょうか。それともそのまま再発行ということになるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 特定されるわけですから、従前の番号でもって再交付というような形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、なくした場合については、その番号が流出するということになりますけれども、そういうことを前提でこれは動いているということなんですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 何か不利益が起きるようなことがあれば、国のほうでは新しく番号を付番をし直すそうです。今のところ再交付に当たっては従前の番号でもって再交付するというようなことになります。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） この番号については非常に大事な番号になりますので、もし不利益が生じて、それからやったのではもう間に合わないんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） そのためにいろいろと個人に交付されたときにパスワードとい

うようなことでいろいろとセキュリティーを十分にしているというようなことになります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

私は、議案第19号柴田町手数料条例の一部を改正する条例に対して反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

先ほども述べましたが、町に含むところはありません。ただ、このマイナンバー制度に伴って起こっている混乱を見る限り、とても賛成はできないということであります。

それと同時に、先ほど来から議員からの質疑にかなり町の課長たちが答えておられます。先日、自治労連という自治体の労働者が加わる組合の役員の方がこのマイナンバー制度について語っていた文章を読みました。その中で、今全国の自治体の職員の中で大きな不安が起こっているそうであります。その1つは、10月に通知カードが送り届けられ、そして来年1月には制度がスタートする、そういうかなり急いだ状況で準備が間に合うかという不安がまず第1点。それから、直近で情報漏えい事件が起こって、国民の不安が全く払拭されない中、国民、町民から疑問が出されたときに十分に答えられるかどうかの不安。さらには、職員自身がこの制度に対して持っている疑問について、国からも十分な回答が得られないという不安。この2つの不安が大きなものとなって全国の自治体の職場の中にあるということを指摘されていました。

制度を実施するに当たって、町民に対してその疑問に十分答えられないまま事業を実施するのは大変重大な、そしてまた困った事態になり得ると思います。この議会の一般質問で私や斎藤議員がこのマイナンバー法を取り上げたときに、町長の答弁の中でも職員のストレスなどメンタルケアの問題でも不安があるというようなお話がありましたが、まさに今そういう現状があります。

柴田町の課長たちもこのマイナンバーの制度実施に当たっては相当勉強されていると思いますので、何とか答えられています、これだけの答弁を準備するだけでも相当調べていると思います。そういう状況の中です。ましてや国民、町民の中には一体何が起こるのか、そしてまた、先ほど我妻議員の質疑にあったとおり、通知カードを拒否できるのかなどという疑問もあると思いますが、この番号は拒否できなくなっています。番号はもう既に打たれてきます。I

Cカードはなくても通知カードの個人番号と、それからこれまでの、例えばパスポートや免許証や、あるいは保険証などと併用する形で本人の確認をして、さまざまな手続ができるというふうにされていますが、それだって十分に知らされていない状況であります。ですから、この状況の中で、10月番号送付、1月制度実施ということになれば、国民、町民の間に大きな混乱を招く、それは火を見るより明らかであります。

私は、このマイナンバー制度について、そもそもの制度の実施をやめることを求めるという立場から、町に対するものではないと感じるかもしれませんが、この反対の意思を表明する場面として、この手数料条例の改正をする、その議案の審議の場でも表明させていただきます。

以上の理由から、私はこの議案第19号柴田町手数料条例の一部を改正する条例について反対の立場を表明いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番高橋たい子さん。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） 8番高橋たい子です。

ただいま議題となりました議案第19号柴田町手数料条例の一部を改正する条例について、原案賛成の立場から討論いたしますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、柴田町手数料条例の一部を改正するものであります。

マイナンバー法は、国民一人一人につけられる個人番号を活用して、社会保障、税、災害対策の分野において国民の利便性向上と行政運営の効率化を図る仕組みが創設されます。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報等の取り扱いについては、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じております。この法の施行により、平成27年10月から住民票を有する方に番号を通知する通知カードが郵送され、平成28年の1月からは個人番号カードの交付が始まります。自己の責任でカードの紛失等をした場合などの再交付については、受益者負担の考え方により、手数料を有料とするため、条例を改正したものであります。

以上申し上げました趣旨によりまして、議案第19号の条例改正について、マイナンバー法の施行に伴う対応としては、やむを得ないものと理解いたしますので、同僚議員のご賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号柴田町手数料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第20号 柴田町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第20号柴田町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第20号柴田町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本年4月から、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進することを目的とした子ども・子育て支援新制度が施行されました。

新制度において、公立幼稚園は施設型給付を受ける対象施設として、その授業料については国が定める水準を上限として、それぞれの市町村で定めることとなったことから、柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額とするため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それでは、17ページ、議案第20号柴田町立幼稚園授業料の徴収条例の一部を改正する条例の説明を行います。

本年4月から幼児期の学校教育・保育や地域の子供・子育て支援を総合的に推進することを目的としました子ども・子育て支援新制度が施行されました。

子ども・子育て支援新制度において公立幼稚園は施設型給付を受ける対象施設として、その授業料について国が定める水準を上限として、それぞれの市町村が定めることになったことから、柴田町6月会議に上程し、可決されました柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額としたため、今回、柴田町立幼稚園授業料徴

収条例の一部を改正するものです。

改正内容ですが、条例第2条において、現在授業料を月額6,800円の定額としておりましたが、授業料について柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額とするものです。

詳細の授業料としまして、月額として生活保護該当者は0円、町民税非課税及び均等割の額のみ在世帯は2,400円、それ以外の3段階の所得割課税世帯については当分の間6,800円と改正するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

公布の日から施行するということは、実際9月分からということでしょうか。

それと、先ほど0円、2,400円、6,800円の3段階になるという説明でしたが、実際第一幼稚園では人数はどのくらいになるんですか、伺います。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 公布の日としまして、制度が改正しました4月1日というふうな対象になっています。

今回、平成27年度第一幼稚園の授業料の該当者としまして、4歳児、5歳児につきましては、生活保護世帯は0人、町民税非課税及び均等割の額のみ在世帯については4歳児が3世帯、5歳児につきましては5世帯、残りの方の世帯につきましては4歳児が27世帯と5歳児が25世帯というふうになっています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今、4月1日施行ということだったんですが、そうしますと、きっと今までは4月から8月分までが6,800円で徴収していたかと思うんですが、それをじゃあ例え0円、2,400円の方には今から戻すということではよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） はい、議員おっしゃるとおり、その額につきましては還付という手続で対応するということです。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号柴田町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 柴田町保育所条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第21号柴田町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第21号柴田町保育所条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の施行に伴うものです。

これまで、児童福祉法の規定に基づき、町が条例で定めていた保育の実施基準が、子ども・子育て支援法施行規則で定められることから、条例中の保育の実施基準の規定を削るものです。

また、児童福祉法が改正され、従来の保育料の徴収根拠が削除されたことから、町立保育所における保育料の納付について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第21号柴田町保育所条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

今回の保育所条例の主な改正は、子ども・子育て支援法の施行により、これまで児童福祉法に基づき町が定めておりました保育実施基準について、子ども・子育て支援法施行規則に規定

されたことから、条例より削除するとともに、保育実施事業者として保育料の納付と徴収についての定めを行うものです。

第2条の設置につきましては、保育所の設置目的を平成26年6月に改正された児童福祉法第39条の規定に合わせ、保育を必要とする乳幼児を日々保護者のもとから通わせ保育を行うものといたしました。

第4条については、これまで保育の実施基準を定めておりましたが、全国同一基準で子ども・子育て支援法施行規則第1条の第1項から第10項までに定められたことから、町の保育所条例から削除し、同条において保育料について新たに規定したものです。

第4条は新しく保育料と規定となりました。

第1項については、子ども・子育て支援法第20条第1項により、第2号及び第3号保育認定を受け、保育所の利用承諾を受けた保育所の利用負担額を6月会議で可決成立いたしました柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例に基づき、保育料として納付を義務づけるものです。

第2項については、他の市町村の乳幼児が本町の保育所を利用した際に、当該市町村が決定した利用者負担額を利用保育所に納付することを義務づけるものです。

済みません、次ページの20ページになります。第3項については、児童虐待などで要支援児童が措置されている場合において、町が保育所にその児童を通わせることが適当と判断し、保育所を利用した際に町が利用者負担額を徴収することを定めているものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

第4条の第2項の、19ページの一番下なんですけど、括弧書き、下から2行目「その額が同号に規定する現に支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額」ここだけがどうしても意味がつかめなかったんですが、説明お願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 本来であれば、昔の児童福祉法でいきますと、保育支弁費総額、今回の法律にもちますと、給付費、公定価格に基づく全体額という形になるんです。本来ほかの市町村からは、公定価格の部分、全体額に対して利用者負担額を差し引いた給付額と、今度は町から来ますので、今までは全体額の法定価格という支弁額を全部支弁して、市町村は

払わなければいけなかったんですが、その分から利用者負担額を差し引いた、今回は給付費だけほかの町村から来るようになるんです。そのために、その公定価格を超えた場合において、算定した場合において給付額の分を市町村が払った場合は、他の市町村がうちの町の保育所に給付額を払う場合においては、利用者負担額だけの納付を義務づけるというものになります。ですから、他の市町村が全部支弁額として全額を払うということはないんですけれども、払った場合においては利用者負担額は払わなくていいという形になるので、その利用者負担額はほかの市町村に納付するという形にはなるんですけれども、法律上、通っている保育所に利用者負担額を払うという義務がありますので、残りの部分は給付費として市町村から、他の市町村のほうからうちの町に来るという扱いになります。そのことをこの文章で規定しているという形になります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号柴田町保育所条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第22号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第22号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴うものです。

市町村が国に従うべき基準とされている職員配置基準において、保育所等における准看護師の配置に係る特例が定められたことから、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） それでは、議案第22号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

今回の柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正は、平成27年3月31日に公布された児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、町の基準条例の改正を行うものであります。

町の家庭的保育事業等の基準にあつては、第29条第1項と第2項で、乳幼児の人数に対する保育する保育士の人数が定められております。その保育士のうち、1名に限り保健師または看護師を保健師とみなすことができるとあったものに、今回の改正で准看護師を加えるものになります。

第29条においては、小規模保育事業所のA型、第31条においては小規模保育事業所のB型、第44条においては、保育所型事業所内保育事業所、20名以上の事業所内保育所とと考えてください、について、第47条については、小規模型の事業所内保育事業所、19名以下になります、の各号に准看護師を加え、1名に限り保健師、看護師、准看護師を保育士とみなすことができるとするものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩とします。

10時55分から再開します。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第7 議案第23号 平成27年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第23号平成27年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第23号平成27年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や住民の要望に応えるための経費について補正をするものです。

補正の主なものは、歳出として、一般町道維持改修工事、槻木五間堀川河川改修工事、学校給食センター建設等整備基金積立金などを措置し、歳入としては地方交付税、国県支出金、町債及び平成26年度歳入歳出額確定に伴う繰越額の補正を行っています。

また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更をあわせて行うものです。

これによります補正額は2億7,923万9,000円の増額となり、補正後の予算総額は139億2,661万円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書23ページをお開きください。

議案第23号平成27年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,923万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億2,661万円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

28ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加2件となります。

会議録作成業務委託料及び全国さくらサミット事業、いずれも平成28年度当初から執行予定の事務事業について、遅滞なく事業を遂行するために平成27年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。

期間につきましては、平成28年度、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

次のページになります。

第3表地方債補正です。追加2件、変更2件となります。

追加2件につきましては、槻木五間堀川河川改修工事に係る事業費として、起債限度額を2,510万円、去る6月26日、27日の豪雨により被災した土木施設の災害復旧事業費として360万円をそれぞれ増額するものです。

変更2件につきましては、地方道路等整備事業費として、一般町道維持改修工事及び町道入間田30号線道路改良工事と町道槻木72号線道路改修工事の追加補正による起債限度額4,070万円の増額と、国からの起債額の決定を受けまして、臨時財政対策費の起債限度額1,000万円の減額をそれぞれ行うものです。

次に、32ページをお開きください。

歳入です。

11款1項1目地方交付税1億4,634万8,000円の増につきましては、普通交付税の額の決定によるものですが、今年度の基準財政需要額の算定項目に人口減少等特別対策事業費が新たに創設されました。それが需要額に算入されたことなどによりまして、増額補正となります。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金3節個人番号カード交付事業費補助金120万4,000円の増ですが、マイナンバー制度の事業実施に伴う補助金の増額補正となります。

同じく、5目土木費国庫補助金2節防災・安全社会資本整備交付金335万5,000円の増は、道路補修事業、町道上名生21号線橋梁補修実施設計委託料の追加作業に伴う補助金の増額補正と

なります。

次のページになります。

16款 2項 2目 民生費 県補助金214万6,000円の増ですが、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金として、家庭的保育改修等事業関係補助金137万1,000円及び小規模保育設置促進事業関係補助金77万5,000円を計上するものです。

次に、18款 1項 2目 ふるさと応援寄附金200万円の増ですが、寄附申し込みの増加に伴う増額補正となります。

19款 1項 1目 他会計繰入金985万7,000円の増は、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計の平成26年度決算に伴う繰入金を計上するものです。

2目 基金繰入金につきましては、1,909万1,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。

さらに、歳出で説明をいたしますが、5,138万7,000円の積み立てを行うものです。これによります財政調整基金の残高は、11億5,079万7,951円となります。

次のページになります。一番上です。

20款 1項 1目 繰越金になります。

平成26年度歳入歳出決算額の確定に伴うもので、歳計剰余金1億277万5,000円から当初予算計上額の繰越金3,000万円を差し引きました7,277万5,000円を計上するものです。

22款 1項 3目 町債の土木債6,580万円の増。

6目 臨時財政対策債1,000万円の減。

8目 災害復旧事業債360万円の増につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

次に、35ページになります。歳出です。

歳入と同様に主なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等共済費の職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては、主に4月の職員人事異動などに伴うものです。今回の補正では、総額で480万3,000円の増額となっております。

36ページをお開きください。

2款 1項 2目 企画管理費の19節負担金補助及び交付金の2015東北こども博負担金300万円の増ですが、これにつきましては、10月に開催予定の東北こども博の開催経費、交通誘導員などの経費の負担金を計上するものです。

次のページになります。

5目財政財産管理費18節備品購入費285万8,000円の増は、会議室用椅子及び公用車、普通自動車を購入するものです。

6目基金管理費25節積立金5,138万7,000円の増は、歳入で説明しましたとおり、平成26年度の決算に伴い、歳計剰余金1億277万5,000円となりましたが、歳計剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てするものです。

次のページになります。

10目交通防犯対策費15節工事請負費200万円の増ですが、交通安全施設新設改良工事として船岡東一丁目、二丁目地内の船岡小学校通学路における横断防止柵の取りかえ工事を行うものです。

次のページになります。

一番上です。2款2項1目税務総務費23節償還金利子及び割引料の過誤納還付金630万円の増ですが、法人町民税の確定申告により還付額が発生したものです。

2款3項2目マイナンバー事業費300万8,000円の増につきましては、3節職員手当等の時間外勤務手当から18節備品購入費のプリントシステム機器まで、それぞれマイナンバー制度の事業実施に伴う事務経費について計上するものです。

42ページになります。

上のほうになります。3款2項1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金292万7,000円の増につきましては、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金を受けまして、家庭的保育改修等事業及び小規模保育設置促進事業に対する補助金の補正となります。

44ページになります。

一番上です。4款1項1目環境衛生総務費19節負担金補助及び交付金919万9,000円の増ですが、建てかえを予定しております柴田斎苑に対する仙南地域広域行政事務組合の負担金を計上するものです。

46ページになります。

6款1項11目ほ場整備事業費13節委託料の基盤整備関連経営体育成等促進計画書作成業務委託料205万8,000の増ですが、これにつきましては、ほ場整備事業の採択に必要であります計画書作成のための業務委託料となります。

7款1項2目観光整備費13節委託料、観光地等整備事業委託料150万円の増ですが、船岡城址公園内の花木植栽及び草刈りなどの環境整備に係る委託料です。

15節工事請負費、観光地環境整備工事130万円の増は、船岡城址公園内遊歩道の手すり設置工事を行うものです。

次に、48ページになります。

8款2項2目道路維持費11節需用費400万円の増ですが、町道及び側溝修繕に係る修繕料になります。

次の13節委託料617万5,000円の増は、町道上名生21号線橋梁補修工事に係る追加作業の実施設計委託料を計上するものです。

次の15節工事請負費6,307万4,000円の増ですが、一般町道維持改修工事では下名生清水地内の町道下名生20号線ほか3路線の側溝改修及び舗装改修工事になります。町道入間田30号線道路改良工事は、入間田屋敷沢地内から中平地内の終点までの改良工事を行うものです。町道槻木72号線道路改修工事は、松崎水門交差点までの舗装工事を行うものです。いずれの路線も今年度での事業完了を予定しております。

8款3項1目河川管理費15節工事請負費、槻木五間堀川河川改修工事の2,517万5,000円の増は、槻木五間堀川、成田内谷地地区の210メートルの堤防かさ上げ工事となります。

次のページになります。

8款4項5目公園緑地費11節需用費172万8,000円の増ですが、公園ベンチ及び遊具に係る修繕料です。

次の13節委託料1,868万8,000円の増は、てんぐ巣病駆除と桜の樹木の植栽、剪定に係るさくら育成管理委託料、それから葛岡山公園ほか4つの公園の樹木管理のための公園樹木等管理委託料、白石川河川敷及び船岡城址公園の花木植栽委託料をそれぞれ計上するものです。

次の15節工事請負費1,948万円の増ですが、葛岡山公園ほか2つの公園のベンチ整備、フェンス設置、照明設備整備などにかかる公園施設整備工事及び槻木駅西3号公園の遊具更新工事を行うものです。

次、50ページになります。

10款1項2目教育管理費15節工事請負費782万6,000円の増ですが、槻木小学校の駐車場と船迫小学校の構内通路舗装工事、それから船迫小学校と西住小学校の高圧受変電設備改修工事費用などを計上するものです。

次の18節備品購入費257万7,000円は、経年に伴い傷みが激しい槻木小学校の図書室の机と椅子を購入するための増額補正となります。

次に、52ページになります。

10款5項2目公民館費15節工事請負費435万1,000円の増は、船岡生涯学習センターの屋根防水シートの経年劣化に伴い、雨漏りが発生していることから、屋根の改修工事などを行うための増額補正となります。

次に、54ページになります。

10款6項3目給食センター費25節積立金として学校給食センター建設等整備基金に2,000万円の積み立てを行います。これにより基金の残高は5,000万円となります。

11款2項1目土木施設災害復旧費15節工事請負費360万4,000円の増は、歳入で説明しましたとおり、去る6月26、27日の豪雨により被災した土木施設入間田地区の関根堀川及び大江堀川の河川災害復旧工事、それから町道本船迫17号線道路災害復旧工事を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず1款議会費35ページから4款衛生費45ページまでで、次に、6款農林水産業費45ページから12款公債費54ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

28ページの債務負担行為補正の追加、全国さくらサミット事業、現在どこまで進んでいるのでしょうか。計画の概要でもお知らせ願います。

それから、33ページの18款寄附金の2目ふるさと応援寄附金、200万円増額しておりますが、現在、事業別件数と金額はどのくらいになっていますか。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 28ページの債務負担行為補正です。全国さくらサミットについて、計画ということなのですが、実はこの予算をお認めいただきましたら、業者のほうに委託をして、運営から最終の決算まで、全国的にいろんな参加自治体の調整も含めて行いたいというふうに考えています。この中身については、今回のさくらサミット全てに係る運営費、それから一部記念品的なものも、柴田町の何か物もちちょっと考えたいというふうに思っていました。そして、記念品も入りますし、あとは当日現地で、できれば記念植樹みたいなものもしたいというふうな考えはあるんですけど、そういったことも入っています。それに伴ういろんな通知、それから横断幕、いろいろお知らせするものはあるんですけど、そういったものも含め

て、この委託料の中で委託をして進めていきたいというふうに今考えているところです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、本日までの実績というようなところで、使途明細をご報告申し上げたいと思います。

8つの、8項目において使途が分類されております。

まず1つ、さくらのまちづくりに関する事業18件、寄附金28万1,111円です。2つ目、教育に関する事業15件、21万円ちょうどです。福祉に関する事業9件、20万円ちょうどです。4つ目、地域づくりに関する事業4件、4万円ちょうどです。5つ目、総合体育館建設に関する事業1件、1万円です。6つ目、図書館建設に関する事業5件、20万5,000円ちょうどです。7つ目、学校給食センター建設に関する事業1件、1万円。最後の8として、自治体にお任せということで30件あります。35万5,000円ちょうどです。総件数83件、総額131万1,111円、これが本日現在の状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 全国さくらサミットは、日程等はまだこれからなんでしょうか。どういう時期に開くのかと思ったものですから。

それと、業者へその行事全て頼むということになるんですね、先ほどの説明だと。そうすると、職員がどこまでかかわるかとか、そこにきつと、でも、実際に開催するときはもちろん職員もいっぱい出なくてはならないだろうし、本当にボランティアもお願いしなくてはならないと思うんですが、これはあくまでもその開催するのに係る経費の全てと見ていいんですか。人件費以外の全てと考えているんでしょうか。ちょっとその辺がわからなかったので、お願いします。

それから、ふるさと納税のほうなんですけど、結構お任せというのが思ったより多かったんで、よかったと思っているんですけど、やはりネットで申し込みができるようになったことが原因でしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） まず、時期なんですけど、正式決定をしたらできるだけ早くというふうに思っているんですけど、これは通常はそれぞれの開催地の桜の開花に合わせて開催をしているようです。今年度は北海道新日高町ということで、5月の連休明けに行きましたけれども、ことしは非常に桜が早いということで、終わった後に行ってしまったんです。非常に残念だったんですけど、柴田町においては、4月の一番桜のいい時期にというふうにちょっと考え

ているんです。平日、多分十五、六日あたりかと思います。それらも含めて調整をしていきたいと。

ただ、実は加盟自治体の担当者による会議がもう既に東京で2回ほど多分あったと思うんですけど、いろんな調整を含めて、内々の職員同士の動きは始まっているんですけども、今回の経費につきましては、先ほど白内議員ご指摘のとおり、私たちの人件費は全く入っていませんで、今回のさくらサミット開催に係る講師謝礼とか、それから進行運営する方の費用であったり、いろんな参加者への手当をも含めて、一切合財という考えでいます。

○議長（加藤克明君） 課長、2点目もです。委託関係も。

○都市建設課長（加藤秀典君） 済みません、今続けてお話ししてしまいました。時期と経費ということでしたので、経費について今話したとおり、一切入っているということだと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） やはり、ネットで公開というのがかなり効果があるのかというふうに思いました。というのは、実は9月1日に柴田町のお米、新米を上げました。ホームページ上に上げました。そしたら、1時間で全国からというか、2件の申し込みありました。1週間で14件の申し込みで、量的には170キロぐらいの返礼として柴田町のお米を送ると、こういうような形で、やはり返礼品というようなものも一つの楽しみというようなところがあります。特に先週は、これから柴田町の花、シクラメンが返礼品として出るんですが、それをわかっているリピーターの方が、余りにもきれいだということで、1人で10口お送りいただいて、10軒に柴田町の花を届けていただきたいと、こういうような形で、やはり全国からいろいろ、このホームページを見ながら、柴田町の返礼品を比べていただいて、協力をしていただいているということですので、全国的には件数はそれほどではないんですが、前年までに比べれば柴田町としては結構PRに努めてきているのかというふうに思います。

ただ、やはり期間的な開発品を次から次とやはり出して定期的に柴田町をPRしていかないと、寄附は枯渇するんだろうというところで、いろんな団体と今相談を持ちかけて、開発品を期間ごとに出していきたいというふうな考え方で進めております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 全国さくらサミットに加盟している自治体ってどのくらいあるんですか。自治体だけでもないんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 現在多分25自治体です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） ふるさと応援についてお聞きします。

今、いろんないわゆる返礼ということで、これはかなり加熱してきているということで、応援税なのか、返礼品という、その町の特産品とかということで、結構慎重にしないといけないんじゃないかという話もありますが、この辺についてどうお考えかお聞きします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 基本的には、やはり返礼品ですから、お返しですから、気持ちだけというようなところの範囲の中で、常識を超えるような、そういうような範囲の中ではしたくないというようなところで考えております。あくまでも柴田町を応援してくれると、そういう気持ちを優先的にしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） はい、わかりました。ふるさとを応援してくれた方の減税という措置もあることで、そういったいわゆる一挙兩得みたいなのところもあるということでは、ただ余りエスカレートしないようにということで、よろしくお願いします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これで、総括と歳入の質疑を終結します。

次に、歳出の質疑に入ります。まず、35ページの議会費から45ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、39ページの下の方に、マイナンバー事業費ということで、これまでも、これ制度導入にいろいろ大変だという話は出ていますが、ここに時間外勤務手当38万円と出ていますが、これ足りるんでしょうか。何人ぐらいがどのくらい残業するという計算なのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、これ、このマイナンバー事業を導入するに当たって、ほかの課というのは残業というのがどのくらいなのかという、ちょっと関連してますから。というのは、商工費なんか106万6,000円という時間外勤務手当あります。季節的にいろいろ本来の商工観光のほうの仕事で残業が多いとは思いますが、ちょっと金額が大きいので、この商工費なんかも例えばこのマイナンバー絡みで残業がふえているのかというのちょっとお聞きしたいと思います。

1点目の最後にお聞きしたいのは、柴田町役場全体としては、この時間外勤務手当というの

は1年間のいわゆる総枠というのがある程度決まっています、残業の多い課とそうでもない課で、場合によってはある課ではそれなりにもう残業になったら打ちどめみたいな、そういう感じにしているのかという点、ちょっとお聞きしたいと思います。

2点目は、43ページ一番上にむつみ学園がありますが、ここは私も文教厚生常任委員会ということで現場へ行ってほかの市、町からも子供さんたちが通っていますが、この財源っていうのはちょっともう一度、柴田町だけが一般財源ということで出しているのか、国、県から、それから他市町などからも負担などいただいているのか、ちょっと改めて確認したいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 初めに、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 38ページのマイナンバー事業に伴う職員手当等38万円についてご説明いたします。マイナンバー通知カードを送付しまして、いずれは個人番号カード交付というようなことになると思います。それで、それに伴う時間延長交付に伴う時間外として、人数的には4人の2時間、それが5回というようなこと40時間。あとは、通知カードが届かなかったというようなことで住所地のほうに職員が出向くという場面があります。実態調査というようなことで、4人でもって3時間、合計9日間というようなことで108時間というようなことです。あと、事務所内でのいろいろと打ち合わせ等ありますから、合計172時間というようなことで見て、38万円というようなことで計上させていただきました。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 予算査定させていただきましたので、商工観光課のほうにはマイナンバーのほう時間外の勤務手当なりは入っておりません。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 時間外勤務手当全体につきましては、当初予算で約3%程度の時間外を見込んでいるわけですが、その後こういうふうにマイナンバーとかいろんなものが上がってきて、それに伴う時間外がふえてきてということで、今大体4%前後の時間外勤務手当に計上させていただいているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） むつみ学園、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） むつみ学園の運営につきましては、現在1市4町で運営をしている形になります。それについては、まず財源的には障害者総合支援法による障がい者の通園施設給付金、各市町村からの通園者に係る給付が1つの財源となっております。もう一つについては、それでは運営費が足りないので、今通園させている1市4町の基本割と通園者割に

基づいた負担金を設定いたしまして、財源として運営しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 役場全体、最初3%で、今4%ぐらいに時間外勤務手当ということなんです。私がお聞きした、例えばもうこれ以上その課ではもう余り残業してくれるなよというような指導という言い方おかしいんですが、そういう残業、時間外勤務手当の抑制措置みたいなものってというのはあるのかどうかということです。一番聞きたかったのがです。

それから、関連質問みたいになりますけれども、ここの今回時間外勤務手当というの私見ていて、もう一つ勤勉手当というのが各課に出てきます。今まで私も議員として何も疑問に思わず、ちょっと「ああ、そうか」と見ていたんですが、55ページに一覧表では期末勤勉手当というふうに出ているんです。（「舟山議員、55ページまで行っていません」の声あり）それで、お聞きしたかったのは、この勤勉手当というのはどういう基準でどういうふうに出されているのかちょっと改めてお聞きしたかったんです。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 時間外勤務手当、その55ページのほうに書いてあるわけなんですけれども、今回トータルで1,085万4,000円をふやさせていただいて、増額させていただいているということになります。

抑制ということになりますけれども、やはり本来職員の健康管理、総務課ですので最初に考えます。メンタルとかいろんなことで職員の過重にならないようにということで、そういうほうの指導をまずやります。ただ、どうしても事業量としてそういうふうなものを対応していかなければならないということになれば、やはり時間外勤務手当を支給して勤務していただくということになりますので、抑制ということは最初に十分考慮してお話はしますけれども、その対応は各課に任せているところであります。よろしく願いいたします。

勤勉手当につきましては、国の人事院勧告に従った割合で職員に出している分になります。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 勤勉手当というの、今回人事異動でいろいろ手当は増減されるとかということなんです。35ページのこの総務管理費なんかだと、マイナス230万円、37ページに財政財産管理費のところだと逆に93万円と、人が動いたことによって増減があると思うんですが、これ、勤勉手当っていうの、例えばベテランの方だと手当が多くなるから、その方が移ったほうはふえる。逆にそのベテランの方などが減ったところは勤勉手当というの減ったという。ちょっとその、私、総務課長の答弁は国の人事院とかに基づいてというのわかりますけ

れども、改めてその一般町民が「勤勉手当というのどういうもんだや」と、私も気になって、きょう初めて疑問に思ったというのではないですが、そういう意味でちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 35ページの一般管理費の230万円の勤勉手当の減です。これはあくまでも人事異動に伴いまして、その職員についてきてということで、例えばうちのほうの職員ですと、ベテランの職員が出ていって、今回新規採用の職員とか若い職員大分総務課のほうに入りましたので、その差額という格好になります。あくまでも人事異動の見込みに対する、あくまでも当初は実績でやっていますので、それに対する人事異動の分ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。（「済みませんけど、もう終わりだけでも、私の質問した勤勉手当の基準という問いかけなんですけれども、もう聞けないんですか」の声あり）答弁漏れですか。じゃあ、答弁漏れで。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 勤勉手当の基準ですけれども、本俸に対しまして6月に0.75、12月に0.75で1.5カ月分の支給ということになります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

36ページの企画管理費の13節委託料、ふるさと寄附金業務委託料なんですけど、件数がふえたことによって追加なんですか。ちょっと確認です。

それから、37ページの財政財産管理費の備品購入費で、公用車あるんですけど、どのような公用車なんですか。リースという考えはないんですか。

それから、39ページの総務費の一番下、マイナンバー事業費、財源内訳なんですけれども、一般財源で180万円、国庫支出金のほうが120万円ぐらいになっているんですけども、これって後から国からきちんと補填されるものなんですか。確認です。

それから、40ページの総務費の地籍調査費、委託料、地籍復図作成委託料の説明をお願いします。

それから、41ページの民生費の5目国民年金費の13節委託料に国民年金システム改修業務委託料があるんですけど、これはマイナンバー制度と関係しているんですか。

それから、42ページの民生費の児童福祉総務費の19節負担金補助及び交付金に292万7,000円で家庭的保育改修等事業補助205万6,000円があります。本来、いわゆる保育ママですよ、今

年度4月から実施したいということで、初めは準備していたと思うんですけども、なかなかそれが難しいということで、おくれたとは聞いているんですが、今後どのような予定になっているでしょうか。1年ぐらい前になりますか、保育ママをやるに当たっては、町が事務的なことを全面的に支援するという課長答弁いただいていますので、実際に家庭的保育、保育ママが今困っていないかどうか、やっぱりちょっと心配なんです。なぜおくれたのか、今後どうなっているのかというのはとても心配なところなので、お願いします。

それから、その下の小規模保育設置促進事業補助の説明もお願いします。

あともう一つだけ。44ページの健康推進総務費の18節備品購入費にカーテンが載っているんですが、これどこでしょうか。保健センターだといいなと思って見ていたんですが。以上です。

○議長（加藤克明君） 1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、36ページの13節委託料19万5,000円、これについては、先ほど歳入でご説明申し上げましたように、今後増加が見込まれると。それに伴う事務経費という形で委託料を計上させていただきました。

○議長（加藤克明君） 2点目、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 公用車の関係ですけれども、現在、公用車のほうは財政課のほうで19台管理しているんですけども、そのうち普通車というのが17台あるんですけども、その半分というか、10台が軽自動車なんです。それで、やっぱり県庁等に行くのにちょっと困っている状況もありますので、今回ミニバンというんでしょうか、7人乗りクラスの公用車のほうを購入したいというふうに考えております。なお、これまでもリース等じゃなくて、最近では備品購入費でリースじゃなくて、リースよりも逆に最終的には有利なのかなというふうに考えておまして、単年度の備品購入費という形でやらせていただいております。以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） マイナンバー事業関係で、国県補助が120万4,000円というようなこと、あと、支出の総額が300万8,000円というようなことについて説明したいと思います。

120万4,000円については、国の総額から人口割でもって柴田町が120万4,000円ということなので、補助金が入ってきます。その使い道とすれば、個人番号交付のための人件費、時間外勤務手当等です。あとは居住実態の調査経費であったり、あとは照会文書に対する印刷やら郵送やらというようなことの使い道があります。それで、300万8,000円に超過したというようなことについては、カード発行して、その後の利益、事項変更、つまり住所が変わったとか、そ

れらをカードのほうに打ち込むというようなことで、プリントシステム、カードを挿入して、機械文字でもって印字するというようなことで、どうしても必要だというようなことで、170万5,000円というような金額になります。これについては、補助対象外的なことがありますので、この分相当が超過しているというようなことになります。以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 40ページ、地籍調査費です。委託料の地籍復図作成委託料というの、これは一筆地調査ということで、現地に入って一人一人の土地の立ち会いをするんですけども、実は0.23平方キロメートル予定していたんですが、0.06平方キロメートルふえたことで、61筆分の図面作成が必要になりましたので、準備をしたいということでお願いをしています。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 児童福祉総務費の負担金補助及び交付金の中の、家庭的保育改修等事業の補助金についてですが、保育ママのほうの形でいち早く事業所のほうオープンしたいということではあったんですが、改修事業についての見積もりについて、どのように改修したらいいのか、どこまでやればいいのかという形で、町のほうとの協議を進めておりました、その結果、業者に見積もりを今度とってという形で指導していたことによるおくれということになります。当初、早いうちからできるだけやりたいということがあったんですが、そういった協議を進めていく中で、今のところは今回の補助金が決まりましたら、10月からすぐに工事は始まりまして、来年の、年内に完成すれば1月からという形になるかと思いますが、工事が終了次第認可しますので、その検査終わり次第事業着手にしたいということでお話を承っているところでございます。

あと、支援の件についてですが、そういった形で事務関係手続等、町のほうで必要なもの、それから施設に必要なものとか、認可申請に係る書類等の内容について指導して、今に至っているということでご理解をお願いいたします。

あと、小規模保育事業所の設置の関係なんですけれども、こちらについては、町内で4月から事業を実施している事業所の分になります。実施はしているんですが、既存の設備ではオープンはできるんですけれども、さらに子供たちのために必要な改修事業をするということで申請がありまして、1事業所の分でその87万1,000円のほうの改修費を補助という形で出すという形にしておりまして、全体事業費としては、国県補助で町を含めまして4分の3が補助になります。4分の1が事業者負担という形で、4分の3の補助金額が87万1,000円という形のも

のになります。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 7点目、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 国民年金システム改修業務委託料についてですが、こちらのほうは、マイナンバーに伴うものではございません。これは、平成28年度から実施予定されております、納付猶予制度の対象者の拡大等による電算システムの改修委託料です。現在の納付猶予制度のほうは、20歳から29歳までの方というふうになっているんですが、そちらのほうは50歳未満というふうに拡大されます。こちらのほうは時限措置で、平成37年6月までとなるんですが、そちらのシステム改修についてです。

カーテンについてですが、こちらのほうは、カーテンのほうは今年度の当初予算で計上させていただきまして、保健センター1階のカーテンはもう既に三十数年を経て非常に壊れていたんですが、きれいにもうなっております。来週、再来週からの町の健診等にはきれいな状態ということで、今もう既にきれいになっております。こちらは、当初予算で計上したカーテンの購入額から請差が生じたということでの減額になります。パーテーションとテーブル、そちらの増額と差し引きしまして16万円、全体として備品購入費が16万円になったというものです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） マイナンバー事務に係る費用なんですが、そうすると、必要な機材は一般財源で出さなければならないということによろしいのでしょうか。国が全部面倒を見てくれるわけではないんですね。必要となれば町で買わざるを得ないということなんですね、一応確認です。何かおかしいなと思って見ていたものですから、何か変ですよ。

それから、42ページの家庭的保育についてなんですが、10月から工事を始めると、まあ改修ですから1カ月もあれば終わるのかと思うんですが、そうすると、終了すれば、先ほどは終了後に認可しますということだったので、例えば11月からもう可能ということなんですか。その書類上全部整っているものなんでしょうか。改修さえ終わればもうできるということなんでしょうか。やはり待っている子供たちもいるようなので、いつからというのは大事なことだと思うんです。ですから、町のほうではどのようにお考えなのか伺います。

あと、済みません、カーテンなんですが、保健センター4階のカーテンというのは、どこが管理なんでしょう。何か壊れたまま、そのままになっているのがちょっと気になったものから。以上です。

○議長（加藤克明君） 初めに、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 39ページ関係の、先ほど備品関係のお話ししました。国は120万4,000円の補助金を交付するに当たって、使い道というようなことで示してあります。カードプリンタです、カードプリンタ、必要性があって、町単独でもって購入するというようなことで、多分備品相当額はいろいろと補助金の交付にはなじまないというようなことで、国の考えに基づいてそういうような措置だと考えております。

○議長（加藤克明君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 手続上の形にはなるんですが、本議会が終わって、可決されて、はいとなります。その後、補助金の交付申請を受け、交付決定をする。それから、工事の発注をするという形になりますので、実質その分で10月の当初ぐらいまではかかるだろうと見込んでおります。それで、中の改修なので、1カ月ないし1カ月半ぐらいかとは見ているんですけれども、一応期間の余裕をとって、人的な体制も整えなければならない部分がありますので、もう1人、本人のほかにもう1人、最大の場合は5人まで必要になりますので、そちらの手配等もありますので、余裕を見て一応1月としておりますが、実際に手続等、全部が終わるのが早ければ、認可も早く出ますので、早く事業の開始ができると見込んでおります。

○議長（加藤克明君） カーテンとか、そういう話は。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 財政課のほうで今回修繕料で240万円ほどとっているんですが、この中には残念ながらカーテンのほうは入っていないんですけれども、ちょっと今後その辺、予算のほうも考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再々質問になります。

○15番（白内恵美子君） 確認です。家庭的保育なんですけど、そうしますと、全て終えれば、改修が終え、手続が終えれば、そして人の採用も可能であれば、まあ極端に言えば11月ぐらいでも構わないということですね。全て揃えばもう、それはあくまでも家庭的保育を、事業者になるんですか、をやる方の都合でいいわけですね。町がいつからしなさいということではないわけですね。確認で。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） はい、そのとおりです。事業者のほうが急いでやってくださいとか、あと手続上、早ければ早いほど早く事業が始められるという形でお話をしているところなんです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫です。

39ページの2款総務費の18節のこの175万円のプリントシステムの機器なんですけれども、まず1番目に、何台、複数なのかどうかです。2つ目には、顔写真の入ったカードを印刷するわけなんですけれども、国民健康保険のような薄いものを印刷するのか、あるいは銀行カードみたいに厚いものを印刷するものなのかどうか。同じもので3つ目ですけれども、ほかの町村と同じようなシステムで、同じような形、同じような顔写真は左側とかというようなものになるのかどうか。4つ目に、窓口に来てすぐに、例えば忘れたときとかって先ほどお話があったとおり、申請してすぐ発行できるものなのかどうか、この4点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） お答えいたします。

台数については、町民環境課窓口1台、あと槻木事務所1台というようなことで、2つの施設でもって措置したいというようなことです。カードの種別ですけれども、通知カード、紙製のものになります。あと、個人番号カードについては、皆さんお持ちのキャッシュカード的な素材になります。どちらの素材にも印字可能な状況のカードプリンタとなります。書式についてはもう国で定めてありますから、履歴事項変更の欄に文字のポイント数をきちんと押さえながら打ち込みするというようなことになっております。変更が生じた場合は窓口でカードを持ってきていただければ、即時交付と、変更処理が出るというようなこととなります。以上です。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に45ページの農林水産業費から54ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。7番佐々木裕子さん。

○7番（佐々木裕子君） 46ページ、7款商工費ですけれども、2目観光整備費、13節委託料150万円、先ほど花木の植栽ということでしたので、もっと詳しいことをお願いいたします。

それから、その下の15節、工事請負費130万円ですけれども、これは手すりの設置と聞きましたけれども、どこにどういうふうな形で設置となるのか、ご説明願います。

○議長（加藤克明君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） まず、1点目の150万円の観光地等整備事業委託料なんですけれども、これは、植栽ということで先ほど説明したんですけれども、今回、桜とかアジサイ、そういったものが寄附されたということで、そういったものを船岡城址公園、そういったとこ

ろに植栽をするというようなことでの主な事業の中身になっております。それを我々職員が植えるんでなくて、シルバー人材センターのほうにお願いするというものになります。

あと、2つ目の工事請負費130万円、手すりなんですけれども、これについては船岡城址公園内にさくらの里がありまして、その前に駐車場がございます。駐車場の北側のほうに少し下がっていくところにアジサイの群生地がございます。そこに今現在手すりが、くいを打ちまして、その上に竹で手すりがついているんです。そのときに、紫陽花まつりのときにお客さんから竹ではちょっとグラグラしてちょっと危なかったという意見がありました。後でアンケート調査も行ってはいたんですけど、そのアンケートの中にも、ぜひしっかりした手すりを設置してほしいというようなアンケート結果があったものですから、今回補正させていただいております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 今、アジサイとか桜というお話でしたけれども、大体どれくらいの本数を寄附いただいたのでしょうか。

それから、もう一つ、アンケートの中にもあったといいますけれども、そのほかに何か要望というものはございましたか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） お待たせいたしました。桜の木とか、アジサイも含めまして、158本ぐらいになります、寄附されているものが。そういったものを植栽するというので、今回上げております。

あと、2点目のアンケートの関係になりますけれども、紫陽花まつりが終わりました、アンケート集計した中に、先ほどの手すりの話もありましたけれども、ぜひもう少しアジサイの種類ふやしてほしいというような要望が出ております。以上です。

○議長（加藤克明君） 町長、補足。

○町長（滝口 茂君） 寄附関係でございますが、UFJ三菱銀行です、そこからアジサイ等で170本です。それから、宮城県の百万本植樹事業から梅等18本、それからNGO団体です、陽光桜でございます、100本いただいておりますが、既に20本か、10本か、植栽、シルバー人材センターの手で終わっておりますので、あわせてそれが寄附ということです。

今チャレンジしているのが日本さくらの会に、桜関係です、110本、9月に決定されると。4団体中3団体は決定、それからさくらの会は今申請中と。来週になるとわかるのではないかと。というふうに思います。なるべく寄附で植栽したいというふうに思っております、桜について

は。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 先ほどの手すりなんですけれども、その手すりですね、どれくらいの長さになりますか。手すり、大体何メートルぐらい予定をしているんでしょうか。あそこの場所。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 手すりの長さなんですけれども、総延長約30メートルぐらいになります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。5番斎藤義勝君。

○5番（斎藤義勝君） 5番斎藤です。

1点だけお伺いします。

48ページ、8款土木費2項2目道路維持費の中の15節工事請負費の中に、町道入間田30号線道路改良工事と町道槻木72号線道路改修工事とありますが、これの工事内容の詳細をご説明願います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 48ページの工事請負費です。町道入間田30号線、それから町道槻木72号線、これまで継続事業で鋭意努力をして完了を目指してきました。今回お願いすることで、両路線とも当初予定していたルートが完成するというふうになります。

入間田30号線につきましては、延長で112メートルです。L型側溝を入れて舗装まで仕上げるといった内容になります。

それから、槻木72号線につきましては、道路改修工事ということで、今回舗装を予定しております。190メートルで1,235平方メートルの舗装を予定しております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。他に質疑ありませんか。6番平間奈緒美さん。

○6番（平間奈緒美君） 6番平間奈緒美です。

49ページ、目、公園緑地費の13委託料、さくら育成管理委託料が計上されておりますが、先ほどはてんぐ巢病などということになっておりました。このさくら育成委託料についてももう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 49ページ、委託料のさくら育成管理委託料です。

先ほど財政課長説明のとおり、てんぐ巢病駆除、それから桜の剪定、これは昨年も本9月の

会議でお願いをしたところです。てんぐ巢病については、今のところ410本ぐらい、白石川、それから船岡城址公園の桜を中心にてんぐ巢病の駆除をしたいと。

それから、桜の剪定につきましては、これは毎年50本ぐらいずつ形を整えて育てていくということでお話ししていた50本分、今回またお願いをする予定です。

さらに、しばたの桜100年計画、これはワークショップでもう少し桜を植えたほうがいい、それから今の植わっているものを育てたほうがいいといろいろ提案がありましたので、今回船岡城址公園と白石川の親水公園、ハード整備については社会資本整備総合交付金を活用して整備しているんですけども、この桜とか植栽については入っていませんでしたので、桜の植栽をしたいというふうに考えています。ヤエベニシダレザクラ、それから陽光桜、オオヤマザクラ、そういったものを植栽をしたいというものが入って、全てさくら育成管理委託料ということをお願いしています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） てんぐ巢病についてです。410本今回は補正をかけてやるということなんですけれども、実際もっとあると思うんですけど、実際の本数というのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） てんぐ巢病の桜が何本あるかということでしょうか。（「そうです」の声あり）今の多分そうだと思うんですけど、例年400本前後あるんです。去年の実績を見て、今年度410本計上させていただいています。当然、現場で足りなければ、職員でできるところは職員でもやりますし、業者に委託して、近くにあれば追加で数本お願いする場合があります。予定として410本見込んでいます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。8番高橋たい子さん。

○8番（高橋たい子君） 8番高橋です。

1点目、48ページ、8款土木費の中の15節工事請負費、槻木五間堀川河川改修工事、先ほど成田の210メートルのかさ上げ工事というふうに聞いたんですが、しゅんせつじゃなくてかさ上げ工事で、場所どの辺からだか教えてください。

それから、もう1点、50ページの10款教育費の18節備品購入費、槻木小学校図書館机、椅子ということなんですが、所管事務調査させていただいた折に、もう1校同じような状況のところがあったので、その計画、これ槻木小学校のみか、それも含みか、もしそうでなければ予定はいつごろなのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、災害復旧費の11款、節の15、これも工事請負費なんですが、公共土木施設災害復旧工事の中で、私聞き漏らしたのか、関根堀と大江堀ということなんですが、三本木堀もかなりな被害があると。この雨もあるので、聞き漏らしたのかなというふうに思いますので、確認の意味でお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 48ページ、槻木五間堀川改修工事については、先ほど財政課長説明したとおり、堤防のかさ上げ工事を予定しております。昨年、境橋から194メートルほど上流に上ったんですけれども、その終わりから今回210メートルということで、ちょうど橋が2つあるんですけど、2つ目の橋ぐらいいまで行けるのではないかと考えていました。そこまでかさ上げ工事をして、あわせてその区間についてはしゅんせつも行います。堤防かさ上げ工事につきましては、葉坂24号線、成田の交差点、成田の信号交差点まで継続していきたいということでお話ししてまして、残った延長については、多分2年ぐらいかかって到達できるのではないかと考えています。

次に、54ページ、災害復旧費です。ただいま三本木堀というお話あったんですけど、聞き漏れじゃなくて、財政課長お話ししたとおり、関根堀川の1件、それから大江堀川の河川1件、あと船迫17号線の道路災害ということで、今回3件ほど事前に調査できて確認したところを先行させていただきました。その後、三本木堀も予算計上した後に確認をちょっとしておりますので、次に準備をしたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 槻木小学校図書館の机と椅子でございます。これにつきましては、現状確認しまして、かなり子供たちに対して動かすのもかなり、昔からのものなので大変で、現在の町内の小学校に比べれば一番傷んでいるということなので、今回槻木小学校を一応予算計上させていただきました。

もう一つあったという話で、たしか柴田小学校でしたか、だと思います。学校のほうにも確認しまして、早急というお話での確認をしたんですが、一応学校側ではもうちょっと耐えられるというお話でございましたので、一応確認しながら年次等、来年度、再来年度と確認しながら、それについても対応してまいりたいと考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

46ページの商工費の観光整備費、13節委託料で、先ほどの説明では、158本ということだったんですけれども、町長の説明の中では、桜についてはほとんど寄附で賄いたいというようなお話だったと思うんです。そうすると、一体どのくらいの樹種、何を何本植えるのに150万円もかかるのか。

それと、今その樹木はどのような管理をしているのか。もういただいているのか、目録だけでいただいているものなのか。大体どのくらいの大きさのものを植えるのにこのくらいお金がかかるのか、ちょっと不思議だと思ったので伺います。

それと、49ページの土木費の公園緑地費の委託料の中にも花木植栽委託料があって、先ほどの説明では白石川河川敷と船岡城址公園の植栽分だというふうに説明があったんですが、46ページのほうの観光地等整備事業委託料との関係について伺います。

それと、この河川敷には何を植えるつもりなのか。この委託料というのは、そのいただいた木も植えるということなのか、木も購入する、委託料というのがどういう内容なのか、本当に植栽、植えるための委託料なのか、木のほうはどうなるのか、ちょっとそこを、先ほどの説明では全然わからなかったので、もう少し詳しくお願いします。

それから、その下の工事請負費の詳しい説明をお願いします。結構金額大きいですから、榎木駅西公園なんかもいい遊具が入るのかなと思うので、その種類等も説明をお願いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 寄附された桜の木については、今後いただくという予定がありますので、そういったことでの今回予算措置ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 49ページのまず委託料です。先ほど花木植栽というお話だったんですが、先ほど平間奈緒美議員にお答えしたのはさくら育成管理ということで、そのさくら育成管理の中でもヤエベニシダレ、それからオオヤマ、陽光桜、その陽光桜については、先ほど町長申し上げたとおり、寄附いただいたものを植えるというふうになります。その委託、商工観光課もそうなんですけれども、委託料の計上の仕方としては、材料から手間から一切委託するケースと、材料、例えばもらったものを私たちのほうで出すので植えますという、2つのやり方がありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

49ページの花木植栽委託料につきましては、これは白石川の河川敷、船岡城址公園というこ

とで、桜以外のものです。レンギョウ350本、それからヤマツツジ150本、カシワバアジサイ20本、それからセイヨウアジサイ450本などを、もっと細かいのずっとあるんですけど、そういったものを白石川の河川敷と船岡城址公園に分けて植栽をしたいというふうに考えているのが花木植栽事業委託料になります。

それから、15節工事請負費です。公園施設整備工事につきましては、3公園です。葛岡山公園、それから西船迫2号公園、それから船岡城址公園というふうに3公園になります。

葛岡山公園につきましては、丸型ベンチ、背なしベンチがあるんですけども、老朽しているので撤去をして、新たに丸型ベンチ2基、背なしベンチ13基を設置するという内容です。

西船迫2号公園につきましては、130メートルの区間になりますけれども、フェンスを新しく設置をします。既存にあるものがもう傷んで使えないということですので、新しいものにしたいというふうに思います。

それから、船岡城址公園のほうの施設整備につきましては、三の丸広場の整備をしたいというふうに思います。昨年も桜まつりの前に雑草的な、芝生よりちょっと長いものを急遽植えて、桜まつりに備えたんですけども、今回も同様に、来年いい状態で迎えられるように三の丸広場を整備したいと。ただ、将来的には毎年手をかけるのではなくて、1回整備したものを生かしながら、例えば、簡単に言うともう少ししっかりした芝生のようなものを植えながら、三の丸広場の整備をしたいというふうに考えているところです。

それから、船岡城址公園の整備の中では、里山ガーデンハウス、新しくできたんですけども、ガーデンハウスから平和観音に直接向かう直線路について舗装になっているんです。ところが、左山沿いを歩いて西側のほうに上るところは砂利道になっていて、今回観光客の方とか、歩いている方が、砂利では滑って危ないという提案があったので、そのところを舗装してつなぎたいというふうになります。舗装については80メートルを予定しています。あと、もう一つは、展望デッキから館山4号線を通ってしばた千桜橋に向かうんですけども、実は照明がないんです。桜まつりに合わせて、実はまちづくりの防犯灯を急遽、多分現地に行くと思うんですけど、要所に立てて今回の桜まつりはしのいだんですけども、今回館山4号線に手すりがついていますので、手すりの頭に誘導灯のようなものを、多分6メートルぐらいで飛んでいくようになると、かなり飛ぶようになると思いますけれども、誘導灯のようなLEDをつけていきたいと。当然手すりのないところについては、一部柱を立てながら、手すりと同様の色の柱を立てながら照明をつけていきたいと、こういうふうに考えています。

それから、公園遊具更新工事のほうです。これ槻木駅西3号公園ということで、現場には木

製の遊具が大分配置されていて、今まで修理・修繕で来たんですけど、もうすっかり使えない状況になっているということなので、複合遊具ということで、滑り台とかそのいろいろ遊ぶ器具が1つになったもの、例えば船岡中央公園なんか見ていただくとわかるんですけども、単体の、例えばブランコとか滑り台ということじゃなくて、その滑り台と登り棒みたいなのがくっついたような遊具があるんですけど、複合遊具を1基設置させていただきたいということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 先ほど質問したので答弁漏れがあるかと思うんですが、要はどのくらいの大きさの木を植えるのに150万円もかかるのかという、その答弁がなかった。先にそこをいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 桜の木については、当然支柱がしっかり立つような状態で立てられる苗木になります。それが158本という形になりまして、あと、私ちょっと答弁で補足させていただきたいんですけども、植栽だけではなくて、草刈りとか、そういった環境整備の分も含めまして、エリアが今回曼珠沙華まつり、あるいは既に終わりましたけれども紫陽花まつり等でエリアが拡大しているということで、植栽のほかに草刈りの部分も含まれているということで、委託料に入っているということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります。（「再々質問じゃないです。答弁漏れだったんですから」の声あり）ああそうですか。

○15番（白内恵美子君） 今のでもよくわからないんです。実際に桜158本なんですか。何か後からの町長の説明だとほかの木がいろいろあって、桜のほうはさくらの会から寄附申請して寄附で賄うので、桜は植えるのにはお金かからないという答弁だったのかと私は解釈したんですが、何か正しいことを教えてほしいと思います。何度も聞いておりますけれども、大体どのくらいの大きさの木を植えるんですか。

それと、草刈りが、じゃあ幾らで、植栽のほうは幾らかかるんですか。何かその辺がやっぱりはっきりしないで、どのくらいかかるものなのかというのが。やっぱり、私はNPOで植林活動していますから、どうしてお金がかかるのかがどうしても不思議で仕方がないのでお願いします。

それと、こういう例えば寄附があったときほど、住民の皆さんにも協力していただいての、本当は植栽まつりとかがやれば、皆さんにももっと関心を持ってもらえるのかなと思うんで

すが、そういう考えはなかったのでしょうか。

それから、49ページのほうの公園緑地費の工事請負費なんですけど、最初から説明していただくといいですね。こんなにたくさんあるとは、公園施設整備工事が。財政課長の説明ではほとんど「葛岡山公園等ベンチ整備、あと槻木駅西の遊具です」ぐらいだったので、私は槻木駅西3号公園、じゃあすごい遊具がしっかりとなるのかと思ったら、何か1つだけだと。やっぱり約2,000万円の整備ですので、もう少し詳しく、一つ一つの公園の整備は話して、説明いただきたいと思います、こういうときには。じゃないと、勝手に解釈してしまって、私たちわかりませんので、しっかりと、特に公園とかは地元からの要望等も多いものだし、地元の説明とかっていうこともできますので、皆さん間もなくつきますとかという話もできますので、ぜひこういうところは詳しく説明していただきたいと思います。

そうすると、確認なんですけど、公園遊具更新工事と公園施設整備工事というのは必ずしもうまく分けられないものなんですか、よくわからなかったの。例えば、じゃあ、西船迫2号公園はフェンスだから全く遊具が入ってなくて、遊具はあくまでも槻木駅西3号公園だけですね。わかりました。それで、それは1基だけだということですね、確認なんですけど。今後は少しこういう場合は丁寧に説明いただきたいと思います。

じゃあ、先ほどの木を植えるほうのことでもう少し説明いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 桜の木です。あくまで支柱に、使って立てる、植栽するぐらいの高さということで、大体3メートル、さくらの会のほうで今植栽しております桜、大体3メートルぐらいという高さで予定しております。

こういったものにあくまで委託という形で今回植栽等のほう進めてもらうわけなんですけれども、実際、例えば曼珠沙華まつり、これから開催するんですけれども、そういったときにはやはりその曼珠沙華を植えている方々、地元の方々が種を、球根を寄附しながら植栽するというケースもございます。そういった分については当然予算というものは必要なくなってきますけれども、やはり、ただ苗木とかなんかそういったものを寄附された場合は、そのために我々職員がやるのではなくて、委託ということで、ちょうど環境整備ということで、今シルバー人材センター、繰り返しになりますけれども、シルバー人材センターのほうで環境整備ということで行っておりますので、それにあわせて植栽も行っていただくというような形になります。

あと、冬場にまた新たなイベントといいますか、イベントを、イルミネーションまつりということで、3年、4年ぐらい前からやっているんですけれども、そういったものの設置等につ

いても、ちょっとお手伝いをシルバー人材センターのほうにいただくような形で、この観光地等整備事業委託料をうまく活用しながら、船岡城址公園の魅力アップにつなげております。以上です。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 桜の木でございますが、今さくらの小径、それから親水公園つくっておりますが、残念ながら国の補助金が少なくなったものですから、植栽はできないと。さくらの小径は植栽自体が認められないということでした。それで、さくらの小径なんですけど、今現在工事をしている分、ことし工事をしている分に37本植える予定になっております。そのときに、柴田町さくらの会と観光物産協会からの寄附を当てにしております。また、さくら100年計画では、ベニシダレザクラ、同じ、ある程度成長した桜の木を植えたいということで、花木植栽の中の100年計画の中に盛り込んでおります。

それから、公園樹木管理は先ほど申しましたように、低木です、やらなければならないというふうに思っております。桜の木は、植える場所は、まずさくらの小径を最優先、その次に白石川堤でございます。これは土木部の河川協議が成り立たないとできませんので、これをやっていく。もう一つは、展望デッキの下の北斜面、そこに植える予定にしております。ヤエベニシダレザクラです。1本、工事含めまして、さくらの会で見積もっていただいたところ、4万円かかるということでした。そのぐらいかかると。

先ほど、植栽会でやろうとってはどうかということなんですが、植栽会で植えた桜、やっぱり育たないんです。それで、せっかくもらった桜の木が枯れているのもありますので、ここはやっぱり専門家に、それも安く植えていただきたいということで、計画をしております。場所は3カ所、高木、桜と、それから低木に分けてしたということでございます。

○議長（加藤克明君） 答弁漏れはございませんね。再々質問になります。

○15番（白内恵美子君） 再々質問ですよ。

結局は、植栽に幾ら、草刈り幾らじゃなくて、全てを入れて150万円でシルバー人材センターに委託するということなわけですね。確認です。だから、何本植えるのどのというよりは、全てのことを委託するというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 植栽も含めまして、あと草刈り、そういったものも含めて、あと景観、環境整備ということで、この事業、観光地整備事業というものが今シルバー人材センターのほうに委託しておりますので、あくまで植栽だけというのじゃなくて、草刈りも含め

て、あとは冬の、先ほど追加で、後で説明させていただきましたけれども、イルミネーションの設置、撤去、そういったものも含めまして、観光地整備事業委託料というところで包含しているということでご理解をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに。町長。

○町長（滝口 茂君） シルバー人材センターには北斜面なんですけど、あの北斜面は雑木ですか、その成長が早いので、都市建設課で何回か草刈りしているんですけど、残念ながらすぐに植えた桜の木と同じくになりまして、なかなか育たないということがございます。今行っていただけるとわかるんですけど、もう大分草を刈ったんです。まだ草が出てきております。成長しているんです。ですから、そこをきれいにしないと、せっかく植えても負けてしまうということになるので、それを含めて植栽をお願いするということになります。シルバー人材センターは材料費はかかりません。あくまでも寄附をもらったやつを植える作業、肥料を入れる作業、それから添え木をする作業、周りを草刈りする作業ということになります。プラス、あとイルミネーション関係で、いろいろ仕事が、今まで職員がやっていたり、ボランティアがやっていたんですが、なかなか厳しい面がございます。それを含めての委託料ということになります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 何人か桜のことでいろいろ質問されたと思うんですけども、私も1つ、白石川河畔です。散歩してたら、こんな太い桜が真っ二つに割れていたと。腐ったのかなと。ところが、それをワイヤーで何か所かとめて、くっつけようとしてしたのか、それとも倒れないようにしたのか、大変危険なやり方でないかと、こう思っていたんです。というのは、こんなに雨降って、もう木に相当の雨水が含んでいって、倒れる危険性があるんじゃないかと。大木になりますと、いろんなところにやっぱり故障が出てきて、長い、ずっと木が倒れないように下に受けをつくっておりますけれども、全然草が生えていない、そういうものがあるんです。ただ、あれはてこにして押さえているのかなと。あれどんなふうなことでやっているのか。全体にそういうのが何か所かあります。あれちょっと説明してください。

それから、桜、同じく、トラストでこれ植えているわけですが。管理は町のほうでやっていたいでいるんですけども、トラストの番号です。これどんなふうにしてこの、何回見ても直っていないと。「そのうちやるんだ、そのうちやるんだ」って言っていたんですけども、そのまんまです。来年のさくらのサミットがあるというので、ぜひそれまで直していただきたいと。整備してもらいたいと。

それから、今曼珠沙華まつりということで、公園のところ歩いているんですけど、朝早く草

刈りされている方いるんです。これは、こんなに早くどういう人がやって、ボランティアだと、いや大したものだと思って、かなりの面積なんです。あれ大変だと思って見ているんですけど、あれ大丈夫なんですか。ボランティア、ボランティアでやってもらっていて。それも1つ。

それから、植栽があります。いろんな植栽言われましたけど、町長と会ったとき、一度真っ赤なユリが咲いてました。町長はスカシユリって説明していましたが、あれスカシユリって、洋物なんです。あのね、日本にヤマユリっていうのがあります、ウバユリがあります、クルマユリあります、いっぱいありますから、色つきのもありますから国産の植えてください。まあ、そういうことをちょっと散歩していて、特にヤマユリ、見ていたんですけども、土手のほうから見てもきれいだし、あの散歩コースだけには見えるんです。だけどもうちょっとあってもいいと。ウバユリというのつぼみがあるんですけども、こういう、こんな大きなつぼみなんです。これ何の花だろうって、最初見たときみんなそう思うんじゃないかと思います。ああいうの見たら、みんな「えっ、何だろうこれは」って。やっぱり「あれおもしろいのあるよ」というような、話題性ができるんじゃないかと思います。あんなのもあってもおもしろいかなと、そう思います。ほかの随分と色々な植栽やられるので、そういう草も、花もいいんじゃないかと思います。

それから、この上のほうに、町道上名生21号線橋梁補修実施設計委託料と、これは617万5,000円というの、相当の大きいじゃないですけど、ちょっと内容の説明していただければと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点、2点目。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 1点目と2点目の桜についてお答えいたします。

実は、添え木をしているものは、枝が重いので、やっぱり形を崩さないように、折れないように添え木をとつか、支柱を立てています。我妻議員からご指摘あった桜については、雨も降って重くなって、当然重いものを受けているものですから、それが負けてしまって、真ん中から割れたという状況です。その桜については、ちょうど真ん中ぐらいからいったんですけども、重いのが、川に張り出しているほうが重かったので、重い分の過重をとって、もう一度戻して、その桜がそのまま根づいてくれるのかどうか、新たな芽を吹くのかどうか、今ちょっと確認をしているところです。

例えば、JRの、その桜がJR側に倒れることのないように、重さの確認をして結わえ込んでいるところです。

実は、土手内側に歩いていきますと、多分何か所かそういったことで再生をして、その後にもまたきれいな花を咲かせて、楽しませてくれているところがありますので、来年桜が咲いてくれるといいなということで、実は期待をして、安全な状況で今1本養生しているところです。

それから、先ほどの桜の番号の管理については、例えばさくらの会のほうの関係になろうかと思しますので、さくらの会とちょっと相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実はヒガンバナは朝早く多分草刈りしている方は、名前は庄子さんという方ではないかというふうに思っております。このヒガンバナにつきましては、ノルディックウォーキングの方々、それから土手内地区の方々が大分熱を入れて船岡駅からしばた千桜橋までヒガンバナを植えていただいております。管理も自分たちでやるということでございます。そのメインとなるのが樅の木の右側のエリア、あそこは庄子さんという方がきめ細かに刈っていただいているのが実情でございます。そういうボランティアを組織して、ヒガンバナについては草刈りをやっているということになります。

それから、ヤマユリです。実はスカシユリでは余りちょっと洋花だという意見もございまして、ヤマユリを植えた時期がございまして。ヤマユリとアジサイで売り出していたんですが、残念ながらヤマユリはイノシシにほとんど食べられてしましまして、スカシユリだけが残ったということでございます。ただ、シルバー人材センターがその後ヤマユリの、種で育ったんでしょう、丁寧にヤマユリを刈らないようにして草刈りを今しておりますので、大分ヤマユリがふえてきております。もしその植栽活動の中にヤマユリということであれば、ふやしたいという思いは我妻議員と同じでございます。

○議長（加藤克明君） 5点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 48ページ、委託料の上名生21号線橋梁補修実施設計委託料、これ防災安全社会資本交付金事業の対象事業になっています。実は上名生21号線、当初で設計、ボックス、今は橋の形になっているんですけど、仕上げは橋ではなくて、ボックス、箱形ものを川の中に入れて、その上を通すということで、県と協議をして方向的には正しいということで、設計のほうにかかり始めたんですけども、防災安全社会資本交付金事業、国のほうから橋りょうとの経済比較を含め、下の地質調査から検討を加える必要があるということの指摘がありましたので、今回土質調査、今のところ40メートルぐらいボーリングを3本入れたいというふうに思っていますし、あとはその橋りょうと、私たちが今考えている、県と一緒に考えているボックスなんですけれども、ボックスとの比較検討をこの中で進めていきたいというふ

うに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号平成27年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時30分再開いたします。

午後0時31分 休 憩

午後1時30分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第8 議案第24号 平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第24号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第24号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、療養給付費の確定に伴う国支出金等の精算によるものであります。

歳入につきましては、平成26年度決算による繰越金及び県支出金の確定見込みによる増額であります。

歳出につきましては、療養給付費等の増額、決算剰余金の財政調整基金への積み立て、療養給付費負担金確定による国への返還金の補正であります。

歳入歳出それぞれ1億6,117万2,000円を増額し、補正後の予算総額を48億8,335万2,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書59ページをお開きください。

議案第24号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億8,335万2,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成26年度の決算に伴う精算と平成27年度県支出金等の確定見込みに伴う補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

63ページをお開きください。歳入です。

初めに、5款1項1目前期高齢者交付金18万5,000円の減ですが、これにつきましては、交付決定による減額補正となります。

次に、6款2項3目被災者健康支援事業補助金154万9,000円の増ですが、特定健康診査等追加健診支援事業補助金として、交付決定見込みによる増額補正となります。

次に、10款1項1目繰越金1億5,980万4,000円の増ですが、平成26年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越しするものです。

次に、64ページです。歳出になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費4,708万3,000円の増ですが、これまでの給付実績に基づき、今後の見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

3款1項1目後期高齢者支援金82万9,000円の増ですが、これにつきましては、75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金で納付額の確定によるものです。

次のページ、65ページになります。

6款1項1目介護納付金45万6,000円の減ですが、これにつきましては介護保険の第2号被

保険者の介護保険料を拠出するもので、納付額の確定によるものです。

9款1項1目財政調整基金積立金8,500万円の増です。これにつきましては、平成26年度決算に伴う歳計剰余金1億6,980万4,000円の2分の1相当額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てするものです。

なお、積立後の財政調整基金の残高は、平成27年度の当初予算で財政調整基金から5,358万9,000円を繰り入れしているため、基金残高は3億5,732万8,130円となります。

66ページになります。

11款1項3目償還金2,580万5,000円の増ですが、これにつきましては平成26年度の国支出金、療養給付費交付金等の精算に伴う返還金となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第25号 平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第25号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第25号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月1日の人事異動等による人件費、東船迫地区の汚水枝線工事を実施するための工事請負費、平成26年度歳計剰余金確定に伴う財源の組み替えに係る補正であります。

歳入歳出それぞれ2,436万5,000円を増額し、補正後の予算総額を25億2,990万7,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、議案書67ページをお願いいたします。

議案第25号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ2,436万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,990万7,000円とするものでございます。

70ページをお願いいたします。歳入です。

4款繰入金1項繰入金1目他会計繰入金1,199万4,000円の減額につきましては、歳出総額を上回る歳入金額につきまして、一般会計に戻し入れを行うための減額によるものとなります。補正前の額4億8,211万2,000円から補正額1,199万4,000円を減額し、補正後の額を4億7,011万8,000円とするものです。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金3,635万9,000円の増額につきましては、平成26年度の歳入歳出決算から平成27年度へ繰り越しをいたしました額を控除した額、その剰余金を計上しております。

次に、71ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目一般管理費、節、給料、職員手当等、共済費負担金補助及び交付金につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に2款の下水道事業費の補正です。1項下水道事業費1目公共下水道建設費の給料、職員手当等、共済費につきましては、人事異動に伴う人件費の補正となります。

72ページをお願いいたします。

15節、工事請負費の1,727万7,000円の汚水枝線工事の補正ですが、場所が東船迫二丁目公園付近と東船迫一丁目フリーオート店自動車整備店付近になるんですが、それぞれ東船迫地区の西側端部、もう一つは東側一画地となりまして、下水道整備等公共汚水ますの設置申請がなされなかったことから、下水道管未整備の路線に面した土地となっていました。これらの敷地に

今後建築行為が行われることが明確となりましたことから、汚水ますの設置工事を行いまして、下水道の未普及解消を図るために今回1,727万7,000円の補正をお願いするものです。

工事内容なのですが、一丁目のほうが50メートル、施工延長50メートルです。一丁目が50メートルで二丁目のほうが90メートル、最初のほうが西側です。二丁目のほうが90メートル、東側が一丁目で50メートル。2カ所で合計で140メートルとなります。

汚水ますの設置数なのですが、二丁目のほうが7カ所になりまして、開発行為による住宅地となります。

一丁目のほうは1カ所ですが、その先に続けて2筆の土地がありますことから、今後効率的な整備の観点からということで、今回あわせて2カ所を整備しまして、計3カ所、合計で10カ所の整備になります。

そのほかといたしまして、管理用マンホールを設置いたします。二丁目のほうが50メートル2カ所ということで2カ所、一丁目のほうが1カ所、計3カ所の設置を計画するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、人事異動に伴う人件費の補正となります。

次に、5款公債費1項公債費1目元金でございますが、これにつきましては繰越剰余金確定によります財源の組み替え補正となるものです。

内容については以上の内容になります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第26号 平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第26号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第26号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、介護給付費の確定に伴う国県支出金等の精算によるものであります。

歳入につきましては、平成26年度の決算による繰越金の増額であります。

歳出につきましては、保険給付費等の増額、介護給付費の確定による国県等への返還金、町一般会計への繰出し金、決算剰余金の介護給付費準備基金への積み立て等の補正であります。

歳入歳出それぞれ5,448万8,000円を増額し、補正後の予算総額を27億4,696万7,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書75ページをごらんください。

議案第26号平成27年度柴田町介護保険特別会計の補正予算です。

今回の補正予算につきましては、平成26年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、介護給付費の確定に伴う国県支出金等の精算によるものです。

第1条です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,448万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,696万7,000円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

歳入です。

79ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費交付金469万2,000円の増。

5款1項1目介護給付費負担金370万7,000円の増は平成26年度介護保険事業の精算に伴い追加交付となるものです。

8款1項1目繰越金4,555万4,000円の増は、平成26年度歳計剰余金によるものです。歳出です。

80ページをごらんください。

2款1項3目施設介護サービス給付費1,535万1,000円の増。

81ページ上段です。

2款2項2目地域密着型介護予防サービス給付費211万4,000円の増は、給付費の増によるものです。

4款2項4目生活支援体制整備事業費の7節賃金、8節報償費は科目更正による同額補正を行うものであります。

5款1項1目基金積立金1,838万2,000円の増は、平成26年度決算剰余金のうち、国県返還金等控除後の2分の1を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。積み立て後の同基金の残高は、1億907万3,481円となります。

82ページをごらんください。

7款1項1目償還金833万8,000円の増。

下段です。7款2項1目他会計繰出金965万円の増は、平成26年度介護保険事業精算に伴う返還金及び繰出金となるものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**

質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

これより議案第26号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 27 号 平成 27 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第27号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第27号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるものであります。

歳入につきましては、平成26年度の決算による繰越金の増額、後期高齢者医療保険料の本算定による収入見込みの減額であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の収入見込み減による宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額及び一般会計への繰出金の増額であります。

歳入歳出それぞれ3,281万9,000円を減額し、補正後の予算総額を3億5,307万2,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

83ページをお開きください。

議案第27号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,281万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,307万2,000円とするものです。

続いて86ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料2,041万5,000円の減、2目普通徴収保険料1,442万8,000円の減、合計で3,484万3,000円の減額補正ですが、これらの現年度分の保険料につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合の試算で示された額で当初予算を計上しておりましたが、被保険

者の本算定により、直近での保険料調定額から見込んだものです。

次に、4款1項1目繰越金202万4,000円の増ですが、平成26年度の決算に伴い、歳計剰余金を計上するものです。

次に、87ページになります。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3,327万5,000円の減ですが、歳入の保険料で減額となったことにより、広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金24万9,000円の増額ですが、これにつきましては、保険料過年度還付金の決定見込みによるものです。

3款2項1目一般会計繰出金20万7,000円の増ですが、これにつきましては平成26年度の事務費繰入金分について精算により一般会計に繰り戻しするものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第28号 平成27年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第28号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第28号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月1日の人事異動等に伴う人件費の補正であります。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても収入の補正はなく、支出のみの補正となります。収益的支出は、1,714万6,000円を減額し、補正後の予算総額は11億9,093万3,000円となります。また、資本的支出は、27万円増額し、補正後の予算総額は3億6,950万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、補足説明を申し上げます。

89ページをお願いいたします。

議案第28号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

第2条でございますが、人事異動に伴う人件費の補正となりまして、第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。

主な建設改良事業の既決予定額を人件費補正として27万円増額し、1億8,736万3,000円に補正を行うものです。

第3条につきましても、人事異動に伴う補正となりまして、予算書第3条に定めております収益的収入及び支出の予算予定額を次のとおり補正を行うものでございます。

収入はございません。

支出になります。

第1款水道事業費を既決予定額から1,714万6,000円を減額し、11億9,093万3,000円に、その内訳といたしましては、第1項の営業費用になります。既決予定額から1,714万6,000円を減額いたしまして、10億9,560万7,000円に補正を行うものです。

第4条につきましても、人件費補正です。

予算書第4条の本文括弧書きの中の2億4,823万8,000円を2億4,850万8,000円に、1,191万2,000円を1,016万9,000円に、2億3,632万6,000円を2億3,833万9,000円に改めるもので、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正を行うものでございます。

収入についてはございません。

支出でございます。

第1款の資本的支出、既決予定額から27万円を増額し、3億6,950万9,000円に、内訳といたしまして第1項の建設改良費、既決予定額から27万円を増額し、1億9,001万7,000円に補正を行うものでございます。

次の90ページをお願いいたします。

第5条です。予算書第7条に定めております経費の金額、議会の議決を得なければならない経費を次のように補正を行うものでございます。

職員給与費、既決予定額から1,663万6,000円を減額しまして、4,588万5,000円に補正を行うものです。

次に、98ページをお願いいたします。

98ページにつきましては、収益的収入支出補正予定額の実施計画明細書になります。

収入につきましてはございませんので、支出でございます。

給料、手当、法定福利費等は今回の人事異動による人件費の補正になります。

次のページにつきましては、資本的収入支出補正予定額実施計画明細書でございます。

先ほどの下のページになります。

収入はございません。

支出でございますが、こちらも人件費です。人事異動によります人件費の補正で、手当、法定福利費の補正になります。

以上が内容となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

とりあえず98ページで、人件費の1,714万6,000円減が出ているわけですが、実際に水道事業料金徴収等管理業務委託料は7,560万円、平成27年度計上していると思うんですけども、そうすると、全体的に見て、どうお考えですか。人件費ではこのくらい削減になった。そのほかどのくらいほかの部分で削減になり、この委託料との差というのはどのように。どれだけでもメリットがあったとか、今のところ考えてらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 平成26年度で窓口委託業務かけたんですが、コンビニ収納もあわせて実施したということで、収納率自体は微増なんですけど、0.56%上がってございます。た

だ、コンビニ収納で手数料関係かかっているんですが、おおむね考え方としましては、手数料を差し引いても使用料収入が上回っているという実績が決算で見えてきまして、それなりの効果はあるのかと。あと、一番はやっぱりサービスです。やっぱり業者ですので、実績第一になりますので、今までですとどうしても人事異動とかで固定しないので、なかなか出納関係が流動的になった場合に、幾らではないんですけどもミスも多くなると。そういうものがもう一切、集中的に業者委託で管理できていますので、サービスの効果が一番大きいのかと思っています。なお、今後とも収納率のアップ、あと有収率のアップも兼ねて事務所一体となってその辺の確保はしていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時02分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番